

# 北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例のインパクト

さ さ き たけし  
佐々木 健 (北海道保健福祉部健康安全局)

037

## 【背景】

北海道では2009年6月に「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」(以下、条例)が施行になった(図表1)。この条例は議員発議という政治主導で制定されたものである。

### I 総則(第1条～第7条)

- 目的および基本理念
- 道の責務
- 教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割
- 事業者及び保険者の役割
- 道民の役割

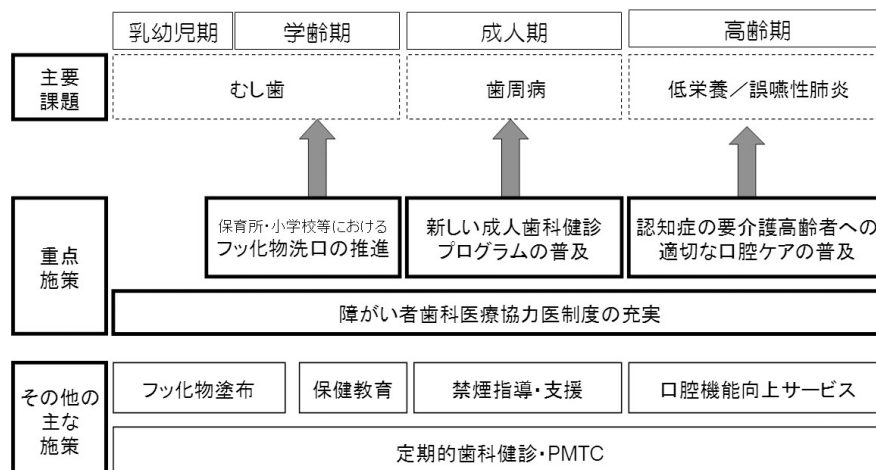
### II 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等(第8条～第16条)

- 道(または知事)による
- 北海道歯科保健医療推進計画の策定
  - 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインの策定
  - フッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置
  - 障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに必要な措置
  - 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間における8020運動の普及啓発
  - 道民歯科保健実態調査(おおむね5年ごと)

### III その他(附則)

- 知事による
- 施策の推進状況についての議会報告(毎年度)
  - 施行から5年ごとの条例の施行の状況の検討とその結果に基づく措置

図表1 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の構成



図表2 ライフステージと北海道歯科保健医療推進計画における重点施策等の関連

条例の規定に従い、2010年4月に北海道歯科保健医療推進計画を策定・施行し、条例の趣旨を勘案した4つの重点施策を掲げた(図表2)。

従来、歯科保健施策は、法的基盤が弱いことが推進のうえでの阻害要因のひとつとされてきたが、条例の制定により歯科保健施策の実施根拠を得ることが容易となった。反面、条例に規定された歯科保健施策は、条例の理念や方針を遵守したうえで着実に実施していくことが義務づけられたことになるが、条例が施行されただけで歯科保健施策が格段に前進するほど甘くはないのも実状である。

## 【ラウンドテーブルでの検討課題】

重点施策である「保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の推進」(条例第11条)と「新しい成人歯科健診プログラムの普及」に関連する職域における歯科保健対策(条例第6条)を例に、条例の施行後の施策の展開、予算の確保、マンパワー、関連機関との連携等にどのような変化があったかを示し、都道府県レベルにおける歯科保健に関する条例制定の意義、メリット、デメリット、注意点および地方自治体における歯科保健施策の今後の展望についてディスカッションしたい。すでに同様の条例が施行されている地域および今後、条例の発議が検討されている地域の関係者の参加をお願いします。歯科職種以外の参加も歓迎します。

(連絡先)

佐々木 健  
北海道保健福祉部  
健康安全局  
札幌市北3条西6丁目  
sasaki.takeshi5@pref.hokkaido.lg.jp